

事 務 連 絡  
平成31年3月25日

各介護保険施設・介護サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部  
介護保険課長 岩村 恭代

「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」等について

平素より本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
標記の件について、厚生労働省から周知の依頼がありましたので、お知らせします。

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」では、“時間外労働の上限規制”、“年次有給休暇の確実な取得”、“正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差の禁止”等の点が改正されます。

各施設・事業所におかれましては、雇用体制について適切な管理をされるとともに、周知徹底をよろしくお願いいたします。内容につきましては、下記ホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

○厚生労働省ホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>)

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 非正規雇用（有期・パート・派遣労働） > 同一労働同一賃金特集ページ

○福岡県ホームページ

(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/part-roudouho.html>)

トップページ > しごと・産業 > 労働者保護 > 労働情報 > 「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されます！

○北九州市ホームページ

(<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/09801190.html>)

トップページ > ビジネス・産業・まちづくり > 雇用・産業人材 > 働き方改革関連法が成立しました！施行に向けたご準備をお願いします！！